

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構  
2017年度第2回通常理事会議事録

日時 2018年3月20日(火) 9:30~11:30

場所 秩父宮ラグビー場内 会議室(オープンルーム1・2)

理事総数:14名

出席者 理事:山本和彦(代表理事)、泉正文、板橋一太、上柳敏郎  
沖野眞己、小風明、佐藤直子、高杉重夫、野口美一

監事:川原貴、辻居幸一

事務局:杉山翔一、平田恵衣

欠席者 理事:浅川伸、伊東卓、小幡純子、黒岩敏幸、山田登志夫

議事録作成者 板橋一太(事務局長)

2017年度第2回通常理事会は、定款第40条第1項及び第41条に基づき2018年3月12日に電磁的方法をもって招集された。定款第30条第3項の規定に基づき、山本代表理事が議長席につき、定款42条第1項の規定に従い、議決に加わることのできる理事14名中9名の出席により定足数を満たしたので本理事会は有効に成立した旨を宣し、議事に入った。

**【議決事項】第1号:2018年度事業計画の件**

2018年度事業計画について、資料2に基づき板橋執行理事が説明し、全会一致で決定した。

**【議決事項】第2号:2018年度事業予算及び同会計別内訳の件**

2018年度予算について、板橋執行理事より資料4に基づき説明し全会一致で決定した。

**【議決事項】第3号:評議員会の開催日程の件**

2017年度事業報告及び同年度決算の承認を主な議題とする定時評議員会の招集について、山本代表理事より資料5に基づき説明し、6月中に開催すること、具体的な日時の調整を山本代表理事に委ね定款第21条に基づき招集することを、全会一致で決定した。

**【議決事項】第4号:「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」の改正の件  
(ドーピング仲裁の際の仲裁専門事務員の配置)**

「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」の改正について、山本代表理事が資料6に基づき説明した。施行日は理事会開催日とし全会一致で決定した。

- 【議決事項】第5号の1：理事の利益相反取引の件(過年度分)  
第5号の2：理事の利益相反取引の件(2018年度以降分)

理事の利益相反取引の件について、山本代表理事より資料7及び8に基づき説明したところ、泉執行理事、小風理事より他のスポーツ団体において同じような決議をしたことがない旨意見があった。板橋執行理事より、JSCによる平成28年度事業を対象としたスポーツ振興事業助成金実態調査にて改善依頼があった旨説明し、第5号の1の2016年度（平成28年度）分についてのみ全会一致で決定、第5号の2についてはその必要性につき再度JSCに確認することとした。

- 【議決事項】第6号：その他（事務局体制に関する規定の一部改正）

事務局体制に関する規定の一部改正について、山本代表理事より資料9の通り説明し、全会一致で決定した。

- 【報告事項】第1号：2017年度事業報告(中間報告)の件

上柳執行理事より仲裁調停事業について、板橋執行理事よりスポーツ仲裁自動応諾条項の採択状況、スポーツ仲裁シンポジウム、理解増進活動事業及び海外派遣研修事業について、資料1の通り報告があった。また、来年度に開催するスポーツ仲裁シンポジウムのテーマは、スポーツ界のコンプライアンス強化を取上げることが検討中である旨板橋執行理事より補足があった。

- 【報告事項】第2号：2017年度決算報告(見込み)の件

定款第11条第1項の規定に基づき、2017年度決算（見込み）について板橋執行理事が資料3の通り報告した。

- 【報告事項】第3号：その他

山本代表理事より、司法制度改革の一環として進められている「日本国際仲裁センター設立構想」及び、その協議会にオブザーバーとして出席していることについて報告があった。

以上

配布資料

- ・ 資料 1 2017 年度事業報告（中間報告）
- ・ 資料 2 2018 年度事業計画（案）
- ・ 資料 3 2017 年度決算（見込み）及び 2018 年度予算（案）
- ・ 資料 4 2018 年度予算（案）会計別内訳
- ・ 資料 5 「議決事項 評議員会の開催日程」（案）
- ・ 資料 6 「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」改正案
- ・ 資料 7 理事の利益相反取引の件（過年度分）
- ・ 資料 8 理事の利益相反取引の件（2018 年度以降分）
- ・ 資料 9 「議決事項 その他（事務局体制に関する規程の一部改正）」（案）
- ・ 資料 10 役員名簿

上記の通り相違ありません。

2018 年 3 月 27 日

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構理事会

議長： 山 本 和 彦 /s/

監事： 川 原 貴 /s/

監事： 辻 居 幸 一 /s/